

## ○ 国立大学法人山梨大学の保有する情報の公開に関する取扱規則

制定 平成26年12月24日

改正 平成28年 2月24日

改正 平成28年10月31日

### (趣旨)

第1条 国立大学法人山梨大学（以下「本学」という。）における情報公開の実施に係る取扱いについては、法令又は別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この規則において「情報公開」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第1条に規定するものをいう。

2 この規則において「法人文書」とは、法第2条第2項に規定する法人文書をいう。

3 この規則において「学域等」とは、教育学部（特別支援教育特別専攻科、附属学校及び附属施設を含む。）、医学部、医学部附属病院、工学部（附属施設を含む。）、生命環境学部（附属施設を含む。）、教育学研究科、大学院医工農学総合教育部、大学院総合研究部（附属施設を含む。）、学内共同教育研究施設、附属図書館（医学分館を含む。）、保健管理センター及び学長又は各理事の下に置く部・課・室をいう。

4 この規則において「山梨大学情報公開室（以下、「情報公開室」という。）」とは、法第23条第1項に規定する開示請求者の利便性を考慮し設置した室をいう。

### (受付)

第3条 本学が保有する法人文書について、開示請求があった場合は、情報公開室において次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

(1) 本学が保有する法人文書の開示を請求する者（以下「開示請求者」という。）に対し、国立大学法人山梨大学法人文書管理規則第2条第3項に規定する国立大学法人山梨大学法人文書ファイル管理簿その他関連資料等を用いて、法人文書の特定に資する情報の提供に努めなければならない。

(2) 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に法人文書開示請求書（以下「開示請求書」という。）を提出させるとともに、第7条に規定する開示の請求に係る手数料（以下「開示手数料」という。）を徴収する。この場合において、開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。

(3) 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部及び開示請求手数料受領書を交付するとともに、開示請求書の写しを開示請求のあった法人文書を保有する学域等に送付するものとする。

### (開示等の検討)

第4条 学長は、法人文書の開示、不開示（以下「開示等」という。）を検討するに当たって、国立大学法人山梨大学情報公開に関する審査基準に基づき、当該法人文書を保有する学域等の長の意見を求めるとともに、必要に応じて関係職員を構成員とする委員会を設け意見を求めるものとする。

### (開示等の決定)

- 第5条 学長は、法第4条第2項に規定する補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内に開示等の決定をするものとする。
- 2 学長は、法第10条第2項の規定により開示等の決定を更に30日以内の期間で延長するときには、法人文書開示決定延期通知書により当該開示請求者に通知しなければならない。
  - 3 学長は、法第11条の規定より開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分を除く残りの部分について、決定する期間を延長するときは、法人文書開示決定特例延期通知書により当該開示請求者に通知しなければならない。
  - 4 学長は、法第12条第1項又は法第13条第1項の規定により事案を他の独立行政法人等又は行政機関の長に移送するときは、法人文書の開示請求に関する事案の移送通知書により当該開示請求者に通知しなければならない。
  - 5 学長は、法第14条第1項及び第2項の規定により第三者から意見を聴取するときは、第三者に係る法人文書の開示請求に関する通知により当該第三者に通知しなければならない。
  - 6 学長は、法第14条第3項の規定により第三者の意に反して開示するときは、第三者に係る法人文書開示決定通知により当該第三者に通知しなければならない。
  - 7 学長は、開示等の決定をしたときは、法人文書開示決定通知、法人文書部分開示決定通知書又は法人文書不開示決定通知書により当該開示申請者に通知しなければならない。

#### (開示の実施)

- 第6条 法人文書の開示は、法第15条1項の規定により文書又は図画については、閲覧の写し又は写しの交付により、電磁的記録については別表に定める方法により行うものとする。ただし、閲覧の方法による法人文書の開示にあつては、学長は法人文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うものとする。
- 2 学長は、法第15条第3項の規定により法人文書の開示を受ける者から開示の実施方法の申出書が提出されたとき、又は法第15条第5項の規定により開示を受ける者から更なる開示の申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。
  - 3 前項の規定により開示を実施するときは、第7条に規定する開示実施手数料を徴収するものとする。
  - 4 法人文書の開示は、原則として情報公開室において実施するものとする。ただし、法人文書を移動すると汚損の危険性がある場合や利用者の居所等の都合により情報公開室まで出向くことができない場合には、当該法人文書を保有する学域等において実施できるものとする。

#### (手数料等)

- 第7条 開示請求手数料は、開示請求に係る法人文書1件につき300円、開示実施手数料は、開示を受ける法人文書1件につき、別表左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法の応じ、それぞれ同表の右欄に定める開示実施手数料の額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合計額。以下この条において「基本額」という。）。ただし、基本額（法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本

額を加えた額)が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。)は当該基本額から300円を減じた額とする。

- 2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、開示実施手数料については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項ただし書きの規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。
  - (1) 一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書
  - (2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

(手数料の納付の方法)

第8条 開示請求手数料又は開示実施手数料は、次の各号に掲げるいずれかの方法により納付するものとする。

- (1) 現金(現金書留によるものを含む。)
  - (2) 銀行振込
- 2 前項に規定する手数料は、開示請求者等の負担とする。
  - 3 法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか郵送料を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、開示請求者等の負担とし、郵便切手で納付するものとする。

(開示実施手数料の減額等)

第9条 学長は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実地手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求一件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し又は免除をすることができる。

- 2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、第6条第2項の規定による申出書を提出する際に、併せて開示実施手数料減額・免除申請書により開示実施手数料の減額又は免除の申請をしなければならない。
- 3 第1項の規定によるもののほか、開示決定に係る法人文書を一定の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときには、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。
- 4 学長は、開示実施手数料の減額又は免除の決定をしたときは、開示実施手数料減額・免除決定通知書により当該開示を受ける者に通知しなければならない。

(移送された事案)

第10条 法第12条第2項又は行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第12条の2第1項の規定により他の独立行政法人等又は行政機関から移送された事案に係る開示等の検討及び決定並びに開示の実施については、第4条から前条までの規定に準じて行うものとする。

(審査請求)

第11条 学長は、開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときに

は、必要に応じて関係職員を構成員とする委員会を設け意見を求めるものとする。

- 2 学長は、法19条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問するときには、情報公開・個人情報保護審査会への諮問に関する通知により審査請求をした者（以下「審査請求者」という。）に通知しなければならない。
- 3 学長は、審査請求に対する決定をしたときは、審査請求に対する決定通知書により審査請求者に通知しなければならない。

（申請及び通知）

第12条 この規則に定める各種請求及び通知等の様式は、別に定める。

（雑則）

第13条 この規則に定めるもののほか、情報公開の実施に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年12月24日から施行し、平成26年10月1日から適用する。
- 2 国立大学法人山梨大学の保有する情報の公開に関する取扱規程（平成16年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年10月31日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表（第6条、第7条関係）

法人文書の種別	開示の実施方法	開示実施手数料の額
1 文書又は画面（2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。）	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により用紙に複写したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円（A2判については40円，A1判については80円）
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円（A2判については140円，A1判については180円）
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円（縦203ミリメートル，横254ミリメートルのものについては，520円）に12枚までごとに760円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってきた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に当該文書又は図面1枚ごとに10円を加えた額
	ト スキャナにより読み取ってきた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径123ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図面1枚ごとに10円を加えた額
	チ スキャナにより読み取ってきた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき120円に当該文書又は図面1枚ごとに10円を加えた額
2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円（A3判については140円，A2判については370円，A1判については690円）
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円（縦203ミリメートル，横254ミリメートルのものについては，430円）
4 スライド（9の項に該当するものを除く。）	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円（縦203ミリメートル，横254ミリメートルのものについては，1,300円）
5 録音テープ（9の項に該当するものを除く。）又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円
7 電磁的記録（5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。）	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円

	ハ 用紙に出力したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	ホ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヘ 光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径123ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ト 光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額
	チ 幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき7,000円に1ファイルごとに210円を加えた額
	リ 幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき800円（日本工業規格X6135に適合するものについては2,500円、国際規格14833、15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ8,600円、10,500円又は12,900円）に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヌ 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1,800円（日本工業規格X6142に適合するものについては2,600円、国際規格15757に適合するものについては3,200円）にファイルごとに210円を加えた額
	ル 幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき590円（日本工業規格X6129、X6130又はX6137に適合するものについてはそれぞれ800円、1,300円又は1,750円）にファイルごとに210円を加えた額
8 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1巻につき390円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800円（16ミリメートル映画フィルムについては13,000円、35ミリメートル映画フィルムについては10,100円）に記録時間10分までごとに2,750円（16ミリメートル映画フィルムについては3,200円、35ミリメートル映画フィルムについては2,650円）を加えた額
9 スライド及び録音テープ（スライド及び当該スライドの内容に関する録音テープを同時に視聴する場合に限る。）	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき680円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200円（スライド20枚を超える場合にあっては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額）

備考 1の項ハ若しくはニ、2の項ハ又は7の項ハ若しくはニの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。